



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 人事委員会規則
  - \*29 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1
  - \*30 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2
- 告示
  - 609 紀の川土地改良区連合の定款変更の認可 (農業農村整備課) ..... 5
  - 610 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課) ..... 5
  - 611 " ( " ) ..... 6
  - 612 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 6
  - 613 " ( " ) ..... 7
  - 614 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) ..... 7
  - 615 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ( " ) ..... 7

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第29号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和7年7月25日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(条例第2条第5号ア(イ)の <u>人事委員会規則</u> で定める非常勤職員) 第2条 略	(条例第2条第5号ア(イ)の <u>規則</u> で定める非常勤職員) 第2条 略
(条例第2条の3第3号及び第2条の4の <u>人事委員会規則</u> で定める特別の事情) 第2条の2 略	(条例第2条の3第3号及び第2条の4の <u>規則</u> で定める特別の事情) 第2条の2 略
(条例第2条の3第3号ウの <u>人事委員会規則</u> で定める場合) 第3条 略	(条例第2条の3第3号ウの <u>規則</u> で定める場合) 第3条 略
(条例第2条の4第3号の <u>人事委員会規則</u> で定める場合) 第3条の2 前条の規定は、条例第2条の4第3号の <u>人事委員会規則</u> で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。	(条例第2条の4第3号の <u>規則</u> で定める場合) 第3条の2 前条の規定は、条例第2条の4第3号の <u>規則</u> で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。
(条例第12条の <u>人事委員会規則</u> で定める日数等) 第9条 略	(条例第12条の <u>規則</u> で定める日数等) 第9条 略

(育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付)

第12条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、職員の任用等に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号)第37条の規定による人事異動通知書(以下この条において「人事異動通知書」という。)を交付しなければならない。ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日(当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては、延長された期間の末日)が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあつては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

(1)～(4) 略

(条例第31条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員)

第14条 条例第31条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

(部分休業の承認の請求、第2項申出及び第3項変更の手続)

第15条 部分休業の承認の請求、育児休業法第19条第2項の規定による申出(第3項において「第2項申出」という。)及び同条第3項の規定による変更(第3項において「第3項変更」という。)は、部分休業簿により行うものとする。

2° 略

3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第32条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更しようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(条例第35条第1項の人事委員会規則で定める措置)

第17条 略

(育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付)

第12条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、職員の任用等に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号)第37条の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。

(1)～(4) 略

(条例第31条第2号の規則で定める非常勤職員)

第14条 条例第31条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

(部分休業の承認の請求手続)

第15条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行うものとする。

2 略

(条例第35条第1項の規則で定める措置)

第17条 略

#### 附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第2条の見出し、第2条の2の見出し、第3条の見出し、第3条の2(見出しを含む。)、第9条の見出し、第14条の見出し及び第17条の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第30号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月25日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のよ

うに改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次有給休暇の届出) 第20条 年次有給休暇を請求しようとする職員は、あらかじめその<u>期間</u>を記載した書類をもって任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(病気休暇及び特別休暇の請求等) 第21条 病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめその理由及び<u>期間</u>を記載した書類をもって任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において速やかに任命権者の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第14条第1項第9号の特別休暇を取得しようとする女子職員は、産前に係る休暇にあつてはあらかじめ、産後に係る休暇にあつては速やかに、その<u>期間</u>を記載した書類をもって任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(介護休暇及び介護時間の請求) 第22条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめその<u>期間</u>、介護を必要とする者の氏名、職員と当該介護を必要とする者との続柄及び同居又は別居の別、当該介護を必要とする者の状態その他の介護を必要とする者に関する事項並びに具体的な介護の内容を記載した書類をもって任命権者に請求しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(組合休暇の請求) 第23条 組合休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめその<u>期間</u>、当該職員が所属する職員団体の名称並びに従事しようとする職員団体の業務及び当該業務に従事する場所を記載した書類をもって任命権者に請求しなければならない。</p> <p>(子育て部分休暇の請求) 第23条の2 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめその<u>期間</u>並びに<u>請求に係る子の氏名及び生年月日</u>を記載した書類をもって任命権者に請求しなければならない。</p>	<p>(年次有給休暇の届出) 第20条 年次有給休暇を請求しようとする職員は、あらかじめその<u>期日及び期間</u>を記載した書類をもって任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(病気休暇及び特別休暇の請求等) 第21条 病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめその理由、<u>期日及び期間</u>を記載した書類をもって任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において速やかに任命権者の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第14条第1項第9号の特別休暇を取得しようとする女子職員は、産前に係る休暇にあつてはあらかじめ、産後に係る休暇にあつては速やかに、その<u>期日及び期間</u>を記載した書類をもって任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(介護休暇及び介護時間の請求) 第22条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめその<u>期日及び期間</u>、介護を必要とする者の氏名、職員と当該介護を必要とする者との続柄及び同居又は別居の別、当該介護を必要とする者の状態その他の介護を必要とする者に関する事項並びに具体的な介護の内容を記載した書類をもって任命権者に請求しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(組合休暇の請求) 第23条 組合休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめその<u>期日及び期間</u>、当該職員が所属する職員団体の名称並びに従事しようとする職員団体の業務及び当該業務に従事する場所を記載した書類をもって任命権者に請求しなければならない。</p> <p>(子育て部分休暇の請求) 第23条の2 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめその<u>期日及び期間</u>並びに<u>養育に係る子の氏名及び生年月日</u>を記載した書類をもって任命権者に請求しなければならない。</p>

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 休暇 (第10条—<u>第26条の3</u>) 第6章 略 附則</p> <p>(介護休暇) 第15条 略</p> <p>第15条の2 略 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ</p>	<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 休暇 (第10条—<u>第26条の2</u>) 第6章 略 附則</p> <p>(介護休暇) 第15条 略</p> <p>第15条の2 略 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ</p>

4 時間 (当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間) を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

第15条の3 略

2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(子育て部分休暇)

第15条の4 条例第17条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇(次項において「第1号子育て部分休暇」という。)の単位は、30分とする。

2 介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の第1号子育て部分休暇については、1日につき2時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

3 条例第17条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇(第2号において「第2号子育て部分休暇」という。)の単位は、1時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数とすることができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(子育て部分休暇の請求等)

第23条の2 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、人事委員会が別に定める1年の期間ごとに、あらかじめ、条例第17条第2項各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

2 前項の規定による申出をした職員は、人事委員会が別に定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

3 第1項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内(前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの)において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

4 前項の請求は、あらかじめ子育て部分休暇の期間、請求に係る子の氏名及び生年月日その他任命権者が必要と認める事項を記載した書類をもって任命権者に対してしなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第24条 第21条第1項、第22条第1項、第23条又は前条第3項の請求があつた場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通

、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

第15条の3 略

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(子育て部分休暇)

第15条の4 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

2 子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(子育て部分休暇の請求)

第23条の2 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめその期間並びに請求に係る子の氏名及び生年月日を記載した書類をもって任命権者に請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第24条 第21条第1項、第22条第1項、第23条又は前条の請求があつた場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知する

知するものとする。ただし、第22条第1項の規定により介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間に含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

2 略

（条例第19条の2第2項の人事委員会規則で定める期間）

第26条の2 条例第19条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの期間とする。

（条例第19条の3第1項の人事委員会規則で定める措置）

第26条の3 条例第19条の3第1項の人事委員会規則で定める措置は、次に掲げる措置（第3号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）とする。

(1)～(3) 略

ものとする。ただし、第22条第1項の規定により介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間に含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

2 略

（条例第19条の2第1項の人事委員会規則で定める措置）

第26条の2 条例第19条の2第1項の人事委員会規則で定める措置は、次に掲げる措置（第3号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）とする。

(1)～(3) 略

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 職員は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、第2条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下この項において「新規則」という。）第23条の2の規定の例により、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年和歌山県条例第46号）による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第17条第2項各号のいずれの範囲内で子育て部分休暇（同条第1項に規定する子育て部分休暇をいう。以下この項において同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（新規則第23条の2第2項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあつては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て部分休暇の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第1項の規定による申出及び同条第2項の規定による変更並びに同条第3項の規定による請求とみなす。

## 告 示

### 和歌山県告示第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、紀の川土地改良区連合の定款変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定によりこの旨を公告する。

令和7年7月25日

和歌山県知事 宮 崎 泉

### 和歌山県告示第610号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年7月25日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第611号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和7年7月25日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第612号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年7月25日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡九度山町大字九度山字西畑1028番1地先から同町大字九度山字西畑1069番17地先まで	旧	7.40 } 10.12	381.49	

同上	新	7.40 } 10.12	381.49	
同上	新	9.98 } 38.00	349.00	

**和歌山県告示第613号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年7月25日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市田尻字大向エ坪506番3地先から同市田尻字大向エ坪503番2地先まで	旧	23.99	48.51	
同上	新	23.99 } 52.45	48.51	

**和歌山県告示第614号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成24年3月27日付け和歌山県告示第284号、平成25年8月2日付け和歌山県告示第1003号、平成28年1月22日付け和歌山県告示第57号及び令和元年8月20日付け和歌山県告示第377号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和7年7月25日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
平野（101）（Ⅰ-20002）、久保（Ⅱ-1538）、中鞆淵（10）（Ⅱ-1583）、長山（5）（Ⅱ-1738）、前田（103）（Ⅱ-20241）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第615号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒

区域として指定する。

令和7年7月25日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
平野 (101) (I-20002)、久保 (II-1538)、中鞆淵 (10) (II-1583)、長山 (5) (II-1738)、前田 (103) (II-20241)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) で定める事項  
次の図書のとおり  
(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)